

監査公告第 18 号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

## 公の施設の指定管理者監査結果にかかる措置報告

指定管理施設：加賀市九谷焼窯跡展示館  
指定管理者：加賀九谷陶磁器協同組合

### 監査結果（抜粋）

#### 所管課に対する監査結果

##### （1）事業計画について

「指定管理者選定の際の事業計画書は、委託期間の経過に伴い一定の範囲で改善されていくのが望ましい。協定書第 18 条に規定する単年度ごとの事業計画をいくつか確認したが、施設の利用促進につながる新しい事業内容の記載は少なかった。毎年度、事業計画の提出を求める際に指定管理者側からの相談に応じ、また、市が行う施策との連携を図りながら、市側としてもさらなる利用促進を目指して欲しい。」

#### 対 応

九谷焼発祥の地「九谷磁器窯跡」から九谷焼窯跡展示館、石川県九谷焼美術館等の九谷焼関連地を結び付け、資源と館の一層のブランド化を図りながら、新しい企画等について指定管理者と協議を行い、更なる顧客満足度のアップを図り利用促進につながるよう計画していきたい。

#### 指定管理者の監査結果

##### （1）利用促進

「運営の充実や施設管理の良好さは、監査中に十分に確認できた。しかしながら、平成 29 年度は利用者数、利用料ともに低迷したことも事実である。利用促進につながる何かが必要ではないだろうか。特定の利用者層に的を絞ったり、宣伝効果の高い手法を利用したり、いずれにしてもメリハリの効いた取り組みにチャレンジし続けることを期待する。

指定管理者としての計画的な取り組みのみならず、常に市側とよく相談しながら観光施策と両立できる知恵を模索されたい。」

#### 対 応

常設展示、年四回の再興九谷・江沼諸窯に関する企画展、蹴ロクロ・上絵付

けの体験教室、市内小学生を対象にした親子絵付け体験、吉田屋伝右衛門顕彰祭、伝統的な薪錦窯の焼成を行っているが、観光施策の観点から市と知恵を出し合い、各事業内容をさらにブラッシュアップして市および関連施設等と綿密に連携を図りながら利用を促進していきたい。

## (2) 情報発信

「旅行情報誌などでも体験型施設として着目されているようだが、施設ホームページでは、企画展の情報や体験コースの情報などが掲載されているものの、具体的に体験の楽しさが伝わる情報が不足しているように思われる。SNSの利用や動画の活用なども懸案であると自己分析されていたが、例えば、宿泊、体験、観光をパッケージ化されたプランの提案など、情報発信に工夫を凝らしてはどうか。

また、観光客等に対して、施設の場所を分かりやすくするための案内方法や施設看板の改善等についても、利用者目線に立って工夫されたい。」

対 応

情報発信については、ホームページ上の体験に関するコンテンツ（動画等）を充実させて館の魅力を発信し利用促進につなげるほか、地元観光協会等との相互連携を図って情報発信の強化に努力する。また、市と協議しながら案内看板設置に向けて努力していきたい。

## (3) 事業のモニタリング

「充実した利用者アンケートが行われており、市側へも毎月報告されている。今後も、事業計画に生かせるよう年間集計を分析し、効果的な事業展開に繋がられるよう継続されたい。」

対 応

アンケートについては、今後も継続的に実施し、アンケート内容について精査を行い顧客の満足度をアップさせるような企画を検討していきたい。